平成２９年（フ）第１０９１号
埼玉県上尾市大字今泉83番地　グランマルニエ　イーストコート202
債務者　三浦　　淳
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月５日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２９９号
愛知県安城市姫小川町芝山23番地
債務者　大田亞欧為
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　裕文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第８７５号
愛知県豊明市間米町鶴根1193番地103　ＳＫ寮
債務者　梅野　　晃
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　　斉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月６日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６６号
富山市奥田本町５－23　Ｂ－101、住民票上の住所京都市中京区麩屋町通三条上る下白山町306番地１　コスモ三条麩屋町　202
債務者　佐々木文孝
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍋谷　博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２５５号
名古屋市東区徳川２丁目９番18号　メナージュ徳川Ｂ－７号
債務者　田中　聖美
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　崇仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３２８号
静岡市駿河区石田１丁目４番33－604号、旧住所静岡市駿河区中野新田298番地の２
債務者　中條　祐呉
1　決定年月日時　平成29年８月29日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗村香奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１２４号
名古屋市中区丸の内３丁目５番４号　日商岩井丸の内ハイツ705号
債務者　中根　俊彦
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下野谷順子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９８号
北海道帯広市西19条南４丁目30番17号
債務者　尾形　　敦
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　尊仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５２号
秋田県湯沢市北荒町５番10号
債務者　高柳　勝治
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第７０号
秋田県横手市雄物川町砂子田字壇ノ尻63番地２
債務者　高橋　誠樹
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第８２号
山口県宇部市昭和町２丁目３番９－101号、従前の住所山口県宇部市東藤曲２丁目６番27号
債務者　脇本　啓二
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第１０２１号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字諏訪136番地
債務者　川口　照美（旧姓牛牧）
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６４号
高知市東秦泉寺20番地１
債務者　山本　豊和
1　決定年月日時　平成29年８月31日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２１４号
高知市鴨部３丁目33番24号　レジデンス優美18－102号
債務者　湯浅　大智
1　決定年月日時　平成29年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７３号
福岡県京都郡苅田町大字尾倉4352番地１（尾倉借家２号室）
債務者　国武　鷹雄
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第２０７号
埼玉県東松山市松葉町２丁目２番９号　ウィンベルデュエット東松山２－303
債務者　内田　安志
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部